

鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業実施要綱

第1 目的

本事業は、知事が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定により小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は自立を図るために共同生活を営むための住居（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）に委託し、若しくは入所させている児童（法第31条第2項の規定により延長措置を受けている児童（者）で高校に在籍している者等（措置停止中の児童（者）を除く。）を含む。）又は、鳥取県就学者自立生活援助事業若しくは施設入所者等に対する措置解除後継続居住支援事業の利用者（以下「児童等」という。）の社会的自立の促進に資することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、対象となる児童等が委託され、又は入所している児童養護施設等とする。

第3 児童養護施設等入所児童自立支援事業の種類及び内容

1 普通自動車運転免許取得費助成事業

(1) 趣旨

本事業は、入所児童等の就職の選択肢の拡大及び就職が有利になること等を目的として第一種普通自動車運転免許（以下「運転免許」という）を取得するために要する費用の一部を助成することにより、児童等の自立促進を図るとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 対象児童

本事業において対象となる入所児童等は、就職を予定し、自動車学校に入校可能な児童で運転免許取得を希望する者のうち、次のいずれかに該当する者で、児童相談所長が適当と認めた者とする。ただし、本事業に係る補助金を一度以上受領した者又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付（以下「公的年金給付」という。）の受給者及び就労している児童等であって所得税が課税される者を除く。

ア 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等

イ 保護者がいる場合、養育環境が適切でなく、次のいずれかに該当する児童等

(ア) 経済的困窮家庭（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は市町村民税非課税世帯若しくは所得税非課税世帯）であって、本事業に係る経済的援助が見込まれない児童等

(イ) (ア)に該当しない児童であって、保護者が本事業に係る経済的援助を拒否している児童等

第4 事業実施上の留意事項

児童養護施設等は、本事業の実施に当たっては、次の事項に留意し、事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

- 1 入所児童等から申請の意思表示があった場合には、速やかに対応すること。
- 2 利用の方法等の手続については、入所児童等の利便を考慮し、適切な助言、指導を行うこと。
- 3 事業の実施に当たっては、本事業と同様の趣旨により行われている助成事業又は貸付事業との十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所等の関係機関と十分な連携をとること。

第5 費用

児童養護施設等は、本事業を実施するために必要な経費の一部又は全部を入所児童等に支弁するものとする。

第6 県の補助

県は、児童養護施設等に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

附則

この要綱は、平成13年7月31日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成14年7月29日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度分の本事業の対象児童の認定申請については、第4の1中「4月30日」とあるのは、「知事が別に定める日」とする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年6月6日から施行し、平成17年度事業から適用する。
- 2 平成17年度分の本事業の対象児童の認定申請については、第4の1中「4月30日」とあるのは、「福祉保健部長が別に定める日」とする。

附則

この改正は、平成18年7月28日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附則

- 1 この改正は、平成19年8月28日から施行し、平成19年度事業から適用する。
- 2 平成19年度分の本事業の対象児童の認定申請については、第4の1中「4月30日」とあるのは、「知事が別に定める日」とする。

附則

この改正は、平成22年6月7日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成25年3月18日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成27年3月23日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附則

この改正は、令和2年9月16日から施行し、令和2年度事業から適用する。